

英国契約法における損害賠償の範囲画定基準について

——クローフォース対C・ツァーニコフ株式会社事件

「ヘロン二世号事件」判決の分析——

宮 崎 淳

目 次

- 一、序 章
- 二、ハドリ―事件およびヴィクトリア・ランドリ―事件における法準則
 - 1 ハドリ―事件の法準則
 - 2 ヴィクトリア・ランドリ―事件の法準則
- 三、クローフォース対C・ツァーニコフ株式会社事件「ヘロン二世号事件」判決
 - 1 事実の概要
 - 2 ハドリ―事件の法準則の検討
 - 3 ヴィクトリア・ランドリ―事件の法準則の検討
- 四、終 章

一、序 章

日本民法は、債務不履行によって生じた損害に関する賠償範囲の画定基準として四一六条を設けている。本条は、一項において「債務ノ不履行ニ因リテ通常生スヘキ損害」(通常損害)の賠償を定め、二項において「特別ノ事情ニ因リテ生シタル損害」(特別損害)については当事者が予見可能であった場合に限り、賠償請求できる旨を規定している。

本条は通常損害・特別損害という区別を導入し、特別損害について予見可能性を要求した点において、フランス民法の制限賠償主義の流れを汲む英法の影響を受けたものであるとされている⁽¹⁾。これは、立法過程での法典調査会における穂積陳重委員の陳述を論拠としている。すなわち、同委員は民法典原案四一〇条の趣旨説明の中で「英吉利杯ノ有名ナ判決例ノ規則杯デモ詰リ之ニ帰スル⁽²⁾」と主張している。そして、この「規則」は原案四一〇条の参照文献⁽³⁾から判断して、ハドリー対バクステンデル事件判決(Hadley v. Baxendale)の法準則を指すことは明らかである。つまり、民法四一六条の論理構造は、英法におけるハドリー事件判決に依拠しているといえるのである⁽⁴⁾。

これに対して、民法四一六条の解釈論の通説ならびに判例は、本条が相当因果関係を定めたものであるとし、本条を相当因果関係と等式化している⁽⁵⁾。この相当因果関係説は、ドイツにおける相当因果関係説の系譜に属する。すなわち、ドイツ民法二四九条は原状回復の原則⁽⁷⁾を宣明し、その結果として金銭賠償にあっては発生した損害の総てが賠償される、との原則いわゆる完全賠償の原則に至る。この完全賠償の原則を制限するために主張された学説が、ドイツにおける相当因果関係説であった⁽⁸⁾。この意味において、本条を相当因果関係と等式化する解釈論は、英法に由来し制限賠償の原則を採用した本条に、ドイツ法に由来し完全賠償の原則を制限する役割を担っていた相当因果関係説を接

合したといえよう。したがって、本条本来の論理構造に矛盾する解釈論を展開したことになるのである。これは、近時の有力説（保護範囲説等）¹⁰が相当因果関係説を批判する根源的理由となっている。

従来の解釈論は、抽象的な理論をもって賠償範囲を一般的に論じたものであった。しかしながら、実質的に重要なのは、抽象的理論による解釈よりも個別具体的な事件において、どこまで賠償範囲が認められるかということである。換言すれば、どのように個々の契約を解釈し、損害賠償の範囲画定をするかということになる。¹¹したがって、相当因果関係という理論に固執するのではなく、民法四一六条をいかに具体的な契約に適用していくかということが、核心的問題であると考える。

ここでは、我が国の損害賠償の範囲画定をめぐる問題を論考する前段階として、民法四一六条を系譜的に遡り、英法における損害賠償の範囲画定に関する判断基準について考究していくことにする。本稿は、クーフォス対C・ツァーニコフ株式会社事件「ヘロン二世号事件」¹²判決（Koufos v. C. Czarnikow Ltd. [The Heron II]）の分析を通して、ハドリー対バクスンデイル事件判決およびヴィクトリア・ランドリー（ウィンザー）株式会社対ニューマン・インダストリーズ株式会社事件判決¹³（Victoria Laundry (Windsor) Ltd. v. Newman Industries Ltd.）における法原則の意義とそれらの解釈、並びに法原則の中で判示された用語に注目し、賠償範囲の画定基準としての損害発生の蓋然性の程度について検討する。すなわち、英国契約法における損害賠償の範囲画定基準に関する法原則を明確に認識し、把握することを目的とするものである。¹⁴

二、ハドリー事件およびヴィクトリア・ランドリー事件における法準則

1 ハドリー事件の法準則

ハドリー事件の法準則は、契約違反を理由とする損害賠償請求訴訟において、財務室裁判所 (Court of Exchequer) が一八五四年に表明した法準則である。この法準則は、イギリス・アメリカ等において契約違反による損害賠償の範囲に関する指導的先例として、今なお重要な地位を確保しており、不法行為についてもまた有力な立場を失っていない。

当該事件の事実の概要は、次のとおりである。原告の製粉工場で製粉機の回転軸が破損したため操業を一時停止し、機械製作所でその軸を見本にして新しい回転軸を作ってもらったことになった。そこで原告は、被告である運送業者と原告のいるグロスターから機械製作所のあるグリニッジまで回転軸を運送する契約を締結した。ところが、被告の懈怠のために製作所への回転軸の引渡が数日遅延した。その結果、原告は新しい回転軸を数日遅れて受け取ることとなり、その期間、工場の操業再開を断念せざるをえなくなった。そこで原告は、遅延期間中に操業できたならば得たであろう利益を失ったと主張し、その得べかりし利益の喪失を損害賠償として請求する訴えを提起したというものであった。

財務室裁判所のオルダースン裁判官 (Alderson B.) は、この係争点に関して、一般的法準則を以下のように述べる。

「両当事者が契約を締結し、その一方が契約違反をした場合において、その契約違反に対し他方当事者が受くべき損害賠償は、①かかる契約違反それ自体から、自然にすなわち事物の通常の経過に従って (naturally, i.e.,

according to the usual course of things) 発生したものと公正にかつ合理的に (fairly and reasonably) 考えられるものか、あるいは②契約締結時に契約違反の蓋然的な結果 (probable result) として、両当事者によって予期された (in the contemplation of both parties) と合理的に考えられるものでなければならぬ。ところで、契約が現実に締結された当時の特別の事情 (special circumstances) が原告によって被告に通知されていたならば、つまり「特別の事情が」両当事者に知られていたならば、両当事者が合理的に予期するであろう契約違反から生じる損害の賠償は、そのように通知され知られた特別の事情のもとにおいて、契約違反から通常生じるであろう損害 (injury) の額とならう。しかし他方において、もしそれらの特別の事情が契約違反した当事者に全く知られていないならば、その当事者はせいぜいかかる契約違反から一般的に全く特別の事情によって影響を受けない「類型化された」事件の大多数において (in the great multitude of cases) 生じるであろう損害の額を予期していたと考えられるにすぎない。何故なら、万が一、特別の事情が知られていたならば、両当事者はそのような場合における損害賠償に関する特別な約定 (special terms) を作って、契約違反に対し特に備えていたかもしれないからである。このような利益を両当事者から奪うことは、甚だしく不公平なことであろう。以上の原則が、契約違反から生じる損害の賠償範囲を決定する際に、陪審員が依拠すべき原則であると考える。¹⁵⁾

前述の観点から、本件においては回転軸が敏速に運送されなければ工場の操業が再開できない、という特別な事情は被告に知らされていなかった。したがって、被告の損害は契約締結時において両当事者によって公正にかつ合理的に予期されうるような契約違反からの結果とは考えられないと判示され、原告の主張した得べかりし利益の喪失に対する損害賠償を認めなかった。

当該判決で表明された法準則は、すでに引用したように ①「かかる契約違反それ自体から、自然にすなわち事物の通常の経過に従って発生したものと公正にかつ合理的に考えられうる損害」または ②「契約締結時に契約違反の蓋然

的な結果として、両当事者が予期したと合理的に考えられうる損害」に対して、賠償責任を負うとするのである。そして、その②の説明として引き続いて特別の事情について言及しているので、①は通常損害に関するものを、また②は特別の事情による損害、すなわち特別損害に関するものを説示しているとされている。この法準則を日本民法第四一六条と対比させるとき、本条一項は①の通常損害の準則（第一法準則）に、そして本条二項は②の特別損害の準則（第二法準則）に依拠していると言われている。ハドリー事件の法準則とは、要するに契約違反の当事者は契約締結時に知りまたは知りうべきであった事情を基礎として、その契約違反の蓋然的結果であると予見しあるいは予見することを得べかりし損害に対して、賠償責任を負うというものであり、我が国では判旨の中の文言を援用して「自然的蓋然的結果説」と呼ばれる。また蓋然的な結果として予期したと合理的に考えうるというのは、通常人の合理的予見・予見可能性を基準とするものであるから、この説を「予見可能説」と言うこともある。¹⁶⁾

2 ヴィクトリア・ランドリー事件の法準則

ハドリー事件の法準則は、二〇世紀に入ってヴィクトリア・ランドリー（ウィンザー）株式会社対ニューマン・インダストリーズ株式会社事件判決において、更に詳細に説かれている。当該事件における事実関係は、次のごとくである。洗濯業および染色業を営む原告は、事業拡張のために特に大きなボイラーを被告から購入する契約を締結した。その時被告は、原告が洗濯業および染色業を営む者であること、並びにボイラーがその営業のために必要なことを知っており、また原告は被告に対してできるだけ早くボイラーを使用したい旨を通知していた。ところが引渡日直前に、被告が雇用した第三者である労務者の不注意により、包装の取りはずし作業中にボイラーが損傷を受けたことがわかり、約五か月間引渡が遅れた。そこで原告は、事業の拡張による得べかりし利益の喪失（loss of business profits）、および軍需省から注文を受けることができたはずの特別に有利な染色契約による得べかりし特別の利益の喪失に対する

損害賠償を請求した、というものであった。

本控訴審の審理にあたったアスキス控訴院裁判官 (Asquith L. J.) は、ハドリー事件の法準則を以下のように詳述する。

「(1) 損害賠償の支配的な目的が、権利を侵害された当事者を金銭によって可能な限り、権利が侵害されなかったと同じ状態に戻すことであることは十分に確立されている。しかしながら、この目的を厳格に追究するならば、一定の違反から実際に (*de facto*) 生じた全ての損失 (*loss*) が、たとえ蓋然性がないものであってもまた予測できなくとも、完全に賠償されることになるであろう。これは契約においては少なくとも、あまりにも苛酷な準則であると認識されている。それ故、

(2) 契約違反の事件において損害を受けた当事者は、契約時に契約違反から起こりがちである (*liable to result*) として合理的に予見可能であり、事実上、生起している損失の部分に対して、回復の権限が与えられるにすぎない。

(3) 何が契約締結時において合理的に予見可能であったかは、その当時における両当事者の有する知識、あるいは、とにかくその後契約違反を犯した当事者の有する知識に依拠する。

(4) 右の目的のためには、「当事者が」「有する」 (“*possessed*”) 知識は二種類からなっているのである。すなわち、一つは「裁判所によって」想定された (*imputed*) 知識であり、他方は現実の (*actual*) 知識である。誰でも合理的人間として (*as a reasonable person*) 『事物の通常の経過』 (“*ordinary course of things*”) を知っていると考えられ、またその結果として、いかなる損失がその通常の経過において契約違反から起こりがちである (*liable to result*) かを知っていると考えられる。これが、ハドリー対バクスンデイル事件の『第一法準則』 (“*first rule*”) の主題である。しかし、契約違反者が実際に有しているか否かにかかわらず、有していると仮定される知識に加えて、特定の事件においては『事物の通常の経過』に含まれない、特別の事情についての彼が現実には有する知識が更に考慮

されねばならない。すなわち、その知識はどのような特別な事情がある場合において、違反がより以上の損失を惹起しがち (liable to cause) であろう、かかるある種の知識である。このような事件は、付加された損失を回復させるために『第二法準則』(“second rule”) の作用を導き出すのである。

(5) いずれの法準則においても、契約違反者に責任を負わせるためには、違反者が、いかなる損失が契約違反から起こりがちである (liable to result) かを自ら実際に問うべきであったことは、必要ではない。しばしば指摘されているように、両当事者は契約締結時においては契約違反を予期しているのではなく、その履行を考えているからである。違反者が問題について考慮していたならば、彼は合理的人間として問題となっている損失が起こりがちであった (liable to result) と判断したであろう、ということでも十分である。

(6) 最後に、特定の損失を回復しうるものにするためには、被告が合理的人間として所与の知識の状況に基づけば、契約違反がかかる損失を不可避的に (necessarily) もたらすにちがいないと予見しうるであろうことが、証明される必要はない。そのような損失が起こりそうだ (likely so to result) ということを、彼が予見できたか否かで十分である。モナーキ事件判決¹⁵一五八頁におけるパルク卿 (Lord du Parcq) の言葉から引用するならば、損失 (または、それなしでは損失が生起しなかったであろうある要素) が『重大な可能性』 (“a serious possibility”) であるか、あるいは『現実の危険』 (“a real danger”) であるか否か [“という判断基準”] で、実際十分である。手短かに言えば、我々は『起こりがちな』 (“liable to result”) という文言を用いてきた。おそらく『多分ありそう』 (“on the cards”) という口語体は、より正確に意味の微妙な差異 (the shade of meaning) を表すのである。¹⁶」

以上の法準則に従って控訴院は、まず被告はその知っていた事実、および機械製造業者としての経験から、引渡を遅延するといくらかの利益の喪失が生じることを予見しえたと考えられるとし、ついで被告は軍需省から特別に有利な染色の注文の話があるという事実を知らなかったのであるから、その染色契約による特別な利益の喪失に対しては

損害賠償を請求することはできないが、染色についても通常の利益の喪失を表す金額を請求することは妨げられない、と判示した。

当該判決は、ハドリー事件の第一法準則と第二法準則とが予見可能性の要件において統合されることを示した。すなわち、契約法における損害賠償の範囲画定基準は予見可能性であり、この画定基準が予見の基礎となる当事者の知識の種類に応じて、ハドリー事件の第一法準則または第二法準則として表現されるのである。このように、ウィクトリア・ランドリー事件の法準則は前のハドリー事件の法準則を詳細に解釈し、明確化したものであると積極的に評価されている。¹⁹⁾

三、クーフォス対C・ツァーニコフ株式会社事件「ヘロン二世号事件」判決

1 事実の概要

ヘロン二世号事件は、契約違反による損害賠償の範囲画定の基準について取り扱った事件である。まず最初に、事実関係について述べる。本件原告であるツァーニコフ株式会社は、黒海沿岸にあるコンスタンザ (Constanza) 港からペルシャ湾のバスラー (Basrah) 港へ三〇〇〇トンの砂糖を運送するために、本件の被告であり船舶「ヘロン二世号」(The Heron II) を所有するクーフォス (Koufos) と、一九六〇年一月一五日に傭船契約を締結した。船舶は一月一日にコンスタンザ港を出港し、バーベラ (Berbera) 港およびアバダン (Abadan) 港に寄港した後、予定航海期間であった二〇日を九日間遅延して二月一日に目的地であるバスラー港に到着した。ところが、この九日間にバスラーにおける砂糖の市場価格が暴落した。なお、原告は目的地をバスラー港からジェッタ (Jeddah) 港へ変更する選択権を有していたが、行使しなかった。審判人 (umpire) は、合理的かつ適正な航海期間は二〇日間で

あり、九日間遅れたのは航路外航行のためであると認定した。原告は目的地に到着後、できるだけ敏速に砂糖を市場に出すつもりであったが、被告はそのことを知らなかった。しかし積荷が砂糖であり、それはバスマー港で砂糖市場に出荷される予定であることは知っていた。事実、二月二日から二三日の間に大量の砂糖が売却された。しかし、その直前に他の砂糖を積んだ船舶が入港したために市場価格が下落し、九日前と比べてトン当り一ポンド七シリング三ペンス(約四%)の差額がでるに至った。そこで、原告は契約違反による損害賠償として、市場価格の下落による損害、いわゆる得べかりし利益の喪失(前述の差額)の賠償を請求した。これに対し、被告は九日間の遅延による砂糖価格に対する利息(年六%)、およびその他の雑費を支払う責任があることを肯認したが、本件の損害賠償の範囲に市場価格の下落による損害を含めることを拒否した。

原審において、マクネイア裁判官(McNair J.)はパラナ号事件(The Parana)の判決にしたがって、「このよ
うな状況のもとにおいて、船主は航行における遅延がこの種の損失をおそらく引き起す(probably result)であ
ろう、あるいは引き起しそう(Be likely to result)であろう、と認識しなければならなかったと言ふことは、ほ
とんど不可能であると思われる。」²¹と判示して原告の請求を棄却した。しかし、原告はこれを不服として控訴院
(Court of Appeal)に上訴した。控訴院は、二対一の多数決で原審を破棄し、パラナ号事件の判決は一般的原則を
定立したものではないとして、ウィクトリア・ランドリー事件において解釈されたハドリー事件の法準則を適用した。
そして、市場価格の下落による損害は、賠償請求として疎遠すぎるものではない(not too remote)と判示した。²²
この控訴院判決に対して、被告は貴族院(House of Lords)に上告した。貴族院は控訴審の立場を踏襲し、裁判官
五名の全員一致をもって上告を棄却し、原告(被上告人)勝訴の判決を言い渡した。²³

2 ハドリー事件の法準則の検討

本判決を代表する所見を開陳したリード卿 (Lord Reid) は、次のように本件の問題点について述べる。

「本判決の争点は、被告が契約締結時に引渡の遅滞の原因となった契約違反から起こりそうでなくはなかった (not unlikely to result) と認識すべきであった種類の損失 (a loss of a kind) を、契約違反による損害として原告が、回復 (recover) しようか否かである。私は『ありそうでなくはない』 (“not unlikely”) という文言 (words) を、五分五分の可能性 (an even chance) よりはるかに低いが、さほど通例でないものではなくかつ容易に (not very unusual and easily) 予見しうる程度の蓋然性 (a degree of probability) を意味するものとして用いる。¹⁹⁾」

同卿は、損害の遠隔性、いわゆる日本民法における損害賠償の範囲に関する法準則を論及するにあたり、次のごとくハドリー事件を正確に解する必要性を述べ、詳細に検討を加えていく。

「一世紀以上にわたり、誰もが契約における損害の遠隔性 (remoteness of damage) はハドリー対バクスンデル事件判決において、ウェンズリデル卿 (当時パーク財務室裁判所裁判官)、マーティン同裁判所裁判官及びオルダースン同裁判所裁判官によって定立された法準則 (あるいは諸法準則) を適用することによって、決定づけられねばならないことを同意してきた。しかし、当該法準則に関して時々多くの異なった解釈が諸裁判官によって採用されてきた。それ故、まず第一にハドリー事件において、正確に何が判示されたのかを究明すべきである。というのは、たとえある一つの意味がハドリー事件において採用されていたとしても、そのハドリー事件についてある一つの相反する決定をもたらすことになるであろうその意味を該法準則に与えることは、正当ではないと思われるからである。

〔以下事実関係につき省略²⁰⁾〕

オルダースン財務室裁判所裁判官は、以下のように判示した。

『本件において、契約締結時に原告によって被告に通知された事情は、単に運送されるべき物品が製粉機の壊れ

た回転軸であり、そして原告がその機械を扱う製粉業者であったということのみが認定された。しかし、かかる事情は製粉業者の利益が、運送業者による壊れた回転軸の第三者への運搬のさい、不合理な遅滞によって断たれるにちがいないことをいかに合理的に明示するであろうか。万一、原告が当時、予備として別の回転軸を有していたとして、回転軸の製造業者へ壊れた軸をただ送り返すつもりであった場合でも、まったく前述の事情と矛盾しないし、また運搬の際の不合理な遅滞が、製粉業の中間利益に影響を与えることもなかったであろうことは明白である。もしくは、運送業者への引渡時に、製粉機が他の部分において欠陥を有した場合にも、同様な結果が起こっていたであろう。』

そして、実際に得べかりし利益の喪失が遅滞によって生じたことを述べたあと、同裁判官はつぎのように続けた。

『しかし、製粉業者が、通常の事情のもとで (under ordinary circumstances) 運送業者を通して壊れた回転軸を第三者に発送した事件の大多数において (in the great multitude of cases)、かかる結果は非常に高度な蓋然性において (in all probability) 惹起しないことになるであろう、ということが明白である。』

リード卿は、オルダースン財務室裁判所裁判官の開陳についてその真意を追究し、判旨の意味を以下のように説示する。

「オルダースン同裁判所裁判官は、遅滞が製粉の操業再開を断つ可能性をもたらすであろうことが合理的に予見できなかつたことを、明白に意味しなかつたし、また意味しえないであろうことは明瞭である。同裁判官は、単に「類型化された」事件の大多数 (the great multitude) —— 私にとって、かなりの大多数 (the great majority) の意味をもつもの —— において、これは生じないだろうと説示したにすぎなかつた。つまり、オルダースン同裁判所裁判官は予見可能な (foreseeable) 結果 (result)、あるいは予見不可能な (unforeseeable) 結果の間の識別ではなく、結果が「類型化された」事件のかかりの大多数において (in the great majority of cases) 生じるであろうという

理由で、ありそう (likely) であった結果と、結果がかなりの少数の事件において (in a small minority of cases) 生じるにすぎないであろうという理由で、ありそうでなかった (unlikely) 結果との間の識別をしているのであった。更に、同裁判官は続けた。

『それ故に、得べかりし利益の喪失 (the loss of profits) は、本件においては契約締結時に公正にかつ合理的に (fairly and reasonably) 両当事者によって予期され (contemplated) うることになるであろう契約違反から生じるその結果である、と合理的に考えられることができないということになる。』

同裁判官は、「右の判旨によって」次のことを意図していたことは明らかである。すなわち、「類型化された」事件のかなりの大多数において生じるであろう結果は当事者によって予期されていた、と公正にかつ合理的に考えられるべきであるということ、しかし、実質的可能性としては (as a substantial possibility) 予見可能であるが、かなりの少数の事件において生じるにすぎないであろう結果は当事者によって予期されていた、と考えられるべきではないということがそれである。同裁判官は続けて、後者の結果について言及した。

『なぜならば、かかる損失は通常の事情のもとで生じるような「類型化された」事件のかなりの大多数において、契約違反からは自然に生じなかったであろうし、また、おそらく該損害をかかる契約違反の合理的かつ自然の結果となしたであろう特別の事情が、被告に通知されなかったか、あるいは被告によって了知されなかったからである。』⁽²⁸⁾

リード卿は右の様に述べて、オルダースン財務室裁判所裁判官は結果発生の蓋然性の程度をもって予見可能性の有無を判断しようとした、と説く。すなわち、「類型化された」事件のかなりの大多数において生じるであろう結果は、当事者によって予期されていたと考えられ、実質的可能性としては予見可能であるが、かなりの少数の事件において生じるにすぎないであろう結果は、当事者によって予期されていなかったと考えられるべきであるという。

更にリード卿は、ハドリー事件の法準則を当該事件の事実関係に適用し、該法準則について具体的に次のように説

述する。

「私は、よく知られた法準則 (rule) に到達するに先だって、判決の後半部分について取り扱った。というのは、財務室裁判所はその法準則を後半部分で適用し、そこにおいて使われた言葉 (language) は、同裁判所が法準則それ自体において用いたむしろ曖昧な表現に対して与えたにちがいないという意味を、かなり明らかにしているように思われるからである。その法準則とは、損害賠償は『当該契約違反それ自体から自然に、すなわち事物の通常の経過にしたがって生じた公正にかつ合理的に考えられうるか、あるいは契約締結時に契約違反の蓋然的結果として (as the probable result)、両当事者によって予期されたと合理的に考えられうるものである。』」

私は、「当準則には」二つの法準則が存在すべきであり、または二つの異なった標準 (standards) もしくは判断基準 (tests) が適用されるべきであることが意図されたとは考えない。私が判決の最後の部分から引用した二つの文章は、裁判所の面前に提起され、被告に通知された何らかの特別の事情が含まれていなかった事実関係に「当該法準則を」適用した。すなわち、そこでの推論の筋は、「類型化された」事件のかなりの大多数において、得べかりし利益の喪失が非常に高度の蓋然性をもって (in all probability) 生じなかったであろうからには、その利益の喪失が「類型化された」事件のかなりの大多数において、契約違反から自然に生じなかったであろうが故に、その利益の喪失は両当事者によって公正にかつ合理的に予期されたものとして合理的に考えられえなかった、ということになるのである。

財務室裁判所は、契約締結時に当事者によって合理的に予見可能であった全ての型 (type) の損害は、自然に、すなわち事物の通常の経過において生じたとして考えられるべきであったか、あるいは当事者によって予期されたと考えられるべきであったことを意図していなかった、という心証を私は得ている。現実の可能性 (a real possibility) として明らかに予見可能であったが、かなりの少数の事件において生じるにすぎないであろうある型の

損害は、事物の通常の経過において生起すると考えられえないか、あるいは当事者によって予期されると考えられえないという点を、事実上本判決は明示したのである。当事者は、損害の回復の根拠として被告が援用できる知識に基づけば、かなりの少数の事件において起りそう (likely to occur) であるにすぎないと考えられるような全ての型の損失または損害 (loss or damage) を、予期するものと考えられ⁴⁹ない。」

リード卿は、ハドリー事件の法準則を適用するにあたり、最終的に損害発生⁵⁰の蓋然性の程度が問題となることをこう述べる。

「ハドリー対バクステンデイル事件あるいは本件のような事案において、実際、原告の損失は被告の契約違反によって直接に (directly) 引き起⁵¹されたということだけでは十分ではない。その損失が両事件において直接的に引き起されたことは、明白なのである。重大な問題は、被告または被告の地位にある合理的人間 (the reasonable man) が、契約締結時に被告が援用できる知識 (the information) に基づけば、損失が契約違反から自然に生じたか、あるいはその種の損失が当事者によって予期されるべきであったと考えることを正当化するためには、当該損失が契約違反から十分に生じそうであった (sufficiently likely to result) ことを、認識すべきであったか否かである。」

リード卿は、ハドリー事件の法準則の中にある「[類型化された] 事件の大多数において」 (in the great multitude of cases) という語句に注目し、オルダースン財務室裁判所裁判官が判示した法準則の真意を追究した⁵²。すなわち、ただ単に予見可能 (foreseeable) か、あるいは予見不可能 (unforeseeable) か、という抽象的な基準ではなく、「類型化された」事件の大多数において生じるであろうという程度に、損害が惹起しそうであった (likely) か、あるいはかなりの少数の事件において (in a small minority of cases) 生じるにすぎないであろうという程度に、損害が惹起しそうでなかった (unlikely) か、という具体的な損害発生⁵³の蓋然性の程度をもって予見可能性の有無を判断しようとした、というのである。換言すれば、「類型化された」事件の大多数において生じるであろう型

(type) の損害は、当事者によって予期されたとして公正にかつ合理的に考えられるべきであり、他方、かなりの少数の事件において生じるにすぎないであろう型の損害は、当事者によって予期されたとして公正にかつ合理的に考えられるべきではない、ということになる。この損害発生の蓋然性の程度についての説示は、ハドリー事件判決のオルダースン財務室裁判所裁判官の意思を詳密に考察し、それに基づきハドリー事件の法準則を正確に解釈したものであると考える。

3 ヴィクトリア・ランドリー事件の法準則の検討

リード卿は、ヴィクトリア・ランドリー事件判決について、まず「被告の責任がヴィクトリア・ランドリー（ウィンザー）株式会社対ニューマン・インダストリーズ株式会社事件判決によって、更に拡張されたと言われてきたが、私はそのように考えない。」と述べ、その問題点となる法準則について所見を開陳する。

『標識』（“landmark”）を作り出したと言われているものは、アスキス控訴院裁判官によってなされた原理（principles）の陳述である。この陳述は、まさにある程度まで、より古い先例の枠を越えて述べられているが、その限りにおいて、私はこの陳述には同意しない。「この陳述の」パラグラフ(2)において、原告は『契約時に契約違反から起りがちである (liable to result) として、合理的に予見可能であったかかる実際に生起している損失の部分』について、回復する権限を与えられることが説示されている。私は、合理的予見可能性 (reasonable foreseeability) を導入することは、契約における損害賠償の範囲画定 (measure of damages) 「の判断基準」と不法行為におけるそれとを混同していることになる、と考える。まさに極端に起りそうもない結果の大多数は (a great many extremely unlikely results)、合理的に予見可能である。アスキス卿が、予見可能を起りそうな結果 (a likely result) 「という言葉」として意味づけたことは真実であるが、それが同卿の意味した全てであるならば、私はその

語句「合理的予見可能性」が誤解されがちであると考えていると述べることに以上に、更に反対しないであろう。」

ここにおいて、リード卿はヴィクトリア・ランドリー事件の法準則の中に明示された判断基準としての語句について論難した。すなわち、パラグラフ(2)において宣明された「合理的予見可能性」(reasonable foreseeability)は、誤解される可能性があり、正確な判断基準となりえないと批判した。というのは、損害発生の際の蓋然性が極めて低い場合であっても、合理的に予見可能であることが多いから、契約違反による損害賠償の範囲画定の判断基準と不法行為によるそれとを混同させることになるという。同卿は、不法行為の賠償範囲は契約違反のそれと比べて広いことを、次のように陳述する。

「不法行為(tort)における現代の法準則は「契約におけるそれとは」かなり相違しており、非常により広い責任(liability)を負わせている。被告はもつとも通例でない事件においてでさえ、起りがち(liable to happen)であると合理的に予見できうる(reasonably foreseeable)何らかの型の損害に対して、責任を負うであろう。但し、危険(risk)が小さすぎて、合理的人間(a reasonable man)が全ての状況のもとで、その危険を考慮しないことに対して妥当である、と判断するであろう場合はこの限りではない。また「契約と不法行為の」相違について、適切な根拠がある。契約において他方当事者が通例でないと思うであろう危険に対して、一方当事者が自分自身を保護したいと考える場合、一方当事者は契約締結前に、その危険について他方当事者の注意(attention)をうながすことができる。そして、いかなる状況においても他方当事者は、当時その出来事に対して責任を容認した、と判示されるであろうと考えられる。しかし、不法行為において被害者自身を保護する機会が、契約の場合のように存在しない。更に、不法行為者(tortfeasor)は、不法行為(wrongdoing)から惹起する予見可能性はあるが、極めて通例でない損害に対して、賠償しなければならぬか否かを、合理的に訴えることができない。」

更に、リード卿はパラグラフ(5)について、このように述べる。

「パラグラフ(2)の合理的予見可能性と」同様の理由で、私はパラグラフ(5)の中にある『起りがちな』(“liable to result”)という語句に対しても、例外を設けることになろう。liable はかなり曖昧な文言(word)であるが、私はある人が非常にありそうもない結果(a very improbable result)を予見する時、その人は当該結果が起りがちなである(liable to happen)ことを予見する、と通例言うであろうと考える¹⁸⁷。」

すなわち、リード卿はパラグラフ(5)の中にある「起りがちな」(liable to result)という語句についても、liable という文言は曖昧であるが故に、極度に蓋然性が低い場合においても使われる可能性があるというのである。続いて、同卿はパラグラフ(6)に関して、以下のように説述する。

「私は、パラグラフ(6)の前半部分に対して同意する。最良の時代の一世紀間にわたって、被告は契約違反が発生した損失を不可避的にもたらすにちがいないことを予見し得たことは、要求されてこなかった。しかし、私は同パラグラフの後半部分には同意しえない。損失が『重大な可能性』(“a serious possibility”)、あるいは『現実の危険』(“a real danger”)として、または『多分ありそうな』(“on the cards”)ものとして予見可能であったことは、契約において十分であると決して判示されてはこなかった。誰かがほんの数ペンスの賭金で一〇〇〇〇〇ポンドもしくはそれ以上を勝ちうることは——わずか数人はなしうるが、多分ありそうな(on the cards)ことである。更に、一〇〇分の一の可能性(chance)に賭ける人は、勝ちを重大な可能性として(as a serious possibility)考える——あまたの人が、かかる可能性のもと勝ちをおさめてきた。そして万が一、極端に起りそうにない火事(the extremely unlikely fire)が、現実の危険として(as a real danger)船員によって予見されるべきでなかったならば、ワゴン・マウンド号(第二)事件¹⁸⁷(The Wagon Mound (No.2))は当該事件が実際になされたように判決されえなかった。言葉の通常の使用において、ある出来事が起りそうでなくはない(not unlikely)、『あるいはかなり起りそうである(quite likely)』と云うことと、その出来事が重大な可能性(a serious possibility)であるか、も

しくは現実の危険 (a real danger) であるか、あるいは多分ありそうである (on the cards) と言うことの間には大きな相違が存在するように思われる。

よく切られた一組のトランプを用いる場合、一番上のカードがダイヤになるであろうことは、かなり起こりそうである (quite likely) か、あるいは起こりそうではない (not unlikely) か、である。すなわち、勝つ見込は一對三にすぎないのである。しかし、ほとんどの人は、ダイヤの九がでることはかなり起こりそうである (quite likely) とは言わないだろう。なぜなら、勝つ見込が一對五であるからである。他方では、私は、ほとんどの人がそこにはダイヤの九が最初にあらわれる重大な可能性 (a serious possibility) あるいは現実の危険 (a real danger) が存在し、そしてもちろんそれは多分ありそう (on the cards) ことであると行うであろうと考える。『現実の危険』 ("a real danger") あるいは『重大な可能性』 ("a serious possibility") の判断基準 (tests) が将来、権威あるものになるならば、ヴィクトリア・ランドリー事件判決は事実上、標識 (landmark) となるであろう。というのは、ハドリー対バクスンデイル事件が現今では異なって判決されるであろうことを意味するからである。私は、当該事件において運送業者が援用できる知識 (information) に基づいて、製粉操業の停止は重大な可能性 (a serious possibility) でもなく、現実の危険 (a real danger) でもなかった、と裁判所が判示したことを理解できなかったことは確かである。これらの判断基準が将来普及すべきであるならば、ハドリー対バクスンデイル事件の法準則に対して、お世辞を言うことはなくなるであろう。しかし、私の見解によれば、かかる判断基準を採用することは合理的 (reasonable) あるいは望ましい (desirable) 範囲を越えて、契約違反を原因とする責任 (liability) を拡大するものになるであろう。商事に関する出来事 (commercial affairs) について、私が有する限られた知識 (knowledge) から判断するならば、かかる拡大が職業団体 (business community) によって歓迎されるとは考えないであろうし、更に法的観点からも、私は拡大を勧賞するべきわずかな点も、あるいは全く何も見出しえないのである。

「ここでリード卿は、一組のトランプを例に挙げ、パラグラフ(6)の後半部分において取り扱われている「重大な可能性」(a serious possibility)、「現実の危険」(a real danger)、「多分ありそうな」(on the cards) という語句は、「起こりそうでなくはない」(not unlikely)あるいは「かなり起こりそうである」(quite likely) という文言との間に大きな相違があり、蓋然性の程度としては低すぎると説く。そして、これらの語句を判断基準として採用することは、合理的賠償範囲を越えて契約違反を原因とする責任を拡大することになるであろうと論及するのである。

段落をかえて、リード卿は「アスキス卿は『現実の危険』(“a real danger”)および『重大な可能性』(“a serious possibility”)という語句 (phrases) をモナーキ・スティームシップ株式会社対カールスハムンス・オリエファプリケル株式会社事件判決におけるパルク卿 (Lord du Parc) の陳述から引用した。故に、当該事件について検討しなければならぬ。」と述べ、モナーキ事件の事実関係、および諸卿の蓋然性についての開陳に言及する。

「事実は複雑であったが、次のようなことを言うには十分である。すなわち、航行が契約違反によって延長され、その結果、契約が完結される前に戦争が勃発した。そして、この戦争の勃発によって出入港禁止となったため、船荷の所有者は船荷を他の船舶に移し契約目的地に運送したことにより、莫大な経費を負わねばならなかった。契約は一九三九年四月に締結された。争点は、荷主が契約違反を原因とする損害賠償として、該経費を回復する権限を有したか否かであり、それは、戦争の勃発およびその結果として起こる出入港禁止が一九三九年四月当時において契約当事者によって予期されたか、あるいは予期されるべきであったか否か、ということに依拠していた。当時、戦争はただ単なる重大な可能性 (a serious possibility) より以上のものであった。ポーター卿 (Lord Porter) は、『当時の見解によれば、上訴人は戦争発生蓋然性 (likelihood) を予見すべきであった……』と述べた。ライト卿 (Lord Wright) は、『事実、一九三九年には戦争があるかもしれないという一般的懸念 (the general fear) が存在した。……この可能性は両当事者の心の中になければならなかった。』と開陳した。ウースワット卿 (Lord Uthwatt) は、

合理的船主が『戦争の可能性をその危険性に対する学術的興味の可能性としてではなく、商取引の上では考慮されるべき備える問題として考えるだろう。』と陳述した。更にモートン卿 (Lord Morton) は、該船主は『ヨーロッパにおいて戦争勃発の重大な危険 (a grave risk) が存在していたことを感じただろう。』と述べた。この事態にかかる評価に基づいて、戦争の勃発から生じた損害は回復可能となすのに疎遠すぎない (not too remote) と判示したことは、現行法 (the existing law) の枠内であった。

パルク卿は、同卿の所見が「他の諸卿と」実質的に異なっていたと述べようとした、とは私は考えない。実際、同卿はサー・ウィンストン・チャーチル (Sir Winston Churchill) の文章、すなわち『その事情を理解した人は、誰もその事情が人間の高度の蓋然性に照らして (in all human probability)、我々が巻き込まれるべき大戦争を意味したことを疑いえなかったであろう。』(第二次世界大戦第一巻二七〇頁)との文章から引用した。それ故に、パルク卿は現行法以上のことを述べる必要はなかったのであるから、同卿がそのようにすることを意図した、とは私は考えない。何らかのかかる意図が推測されえたのは、この脈絡からこれらの二つの語句 [a real danger と a serious possibility] を取り出すことによって、はじめてなされるのにすぎないのである。⁴⁹

リード卿によれば、アスキス卿はモナーキ事件判決の文脈から「現実の危険」(a real danger) および「重大な可能性」(a serious possibility) という語句を切り離したために、パルク卿が両語句を用いた真の意思を解しえなかった、というのである。すなわち、アスキス卿が当該法原則のパラグラフ(6)において、両語句を起こりそうである (likely to result) という用語と等置したことは、アスキス卿がパルク卿の意図を誤解したことを示すのである。これが、両語句を判断基準として採用しないとリード卿が判示した根拠である。

アプジョン卿 (Lord Upjohn) は、以下のとおり不法行為と契約の差異について論じたあと、予見可能性ではなく損害発生蓋然性の程度を判断基準とすべきことを説示し、リード卿と見解を同じくする。

「この「不法行為と契約の」差異は、非常に合理的である。事実審理 (an examination of the facts) において、不法行為者 (tortfeasor) の側についての義務違反 (a breach of duty) が一度認定されるならば、善意の当事者 (the innocent party) の作為および不作為は、寄与過失 (contributory negligence) の問題が考慮されるに及ぶまでは重要ではない。不法行為者は、頻繁に善意の当事者に対して完全な第三者 (stranger) である。しかし、善意の当事者は多くの事件において一瞬だけではあるが、法の目的において不法行為者の隣人 (neighbour) であり、そして誰でも不法行為者は、善意の当事者の隣人としての権利 (neighbour's rights) に関する行為 (act) の拘束をうける。不法行為者がかかる義務に対して違反をした場合、法は損害賠償の範囲画定 (the assessment of damages) に関して、より厳格な判断基準を正当に定立するのである。しかし、契約の場合においては、当事者は他方当事者に対する違反の結果についてのみ顧慮すべきである。損害賠償の範囲画定は、当事者が推測した一般的知識 (common knowledge) および予期 (contemplation) に基づき、並びに予見可能な結果ではなく、ほとんどありそうでない (unlikely) 結果に基づいて判断されるべきであることは、公平である。更に、当事者は損害に対する責任を制限もしくは免除することに同意するか、あるいは定められた範囲にすることに同意しうるか、または一方当事者は特に違反が自身にとって重大なものになるであろう特別の事情 (special circumstances) を他方当事者に開示することができ。すなわち、損害賠償の範囲画定に関する法準則は、これらの二つの場合において相違する。したがって、現今では『予見可能性』 ("foreseeability") および『当事者の予期』 ("contemplation of the parties") という概念は、法のもとにおいて異なった概念なのである。」

更に続けて、アプジョン卿は予見する (foresee) および予期する (contemplate) という言葉の使用方法について、峻別すべきことを開陳する。

「言葉 (language) の問題として、多くの事件においてある出来事が惹起する可能性 (possibility) を予見する、」

と (foreseeing) と、その出来事が惹起する可能性を予期する (contemplating) との間には、大きな相違が存在しないであろう」とは真実であり、またロリー対チームズ・アイロンワークス会社事件判決 (Cory v. Thames Ironworks Co.) におけるブラックバーン裁判官 (Blackburn J.) の「所見」以来、いくつかの判決の中で、予見するあるいは予見可能な (foresee or foreseeable) という文言が契約に関して使われてきたことも事実である。しかし、これらの文言が実際、合理的予期 (reasonable contemplation) の意味として使われてきたことは明白であり、それゆえ私の見解によれば、予見するあるいは予見可能性 (foresee or foreseeability) という語を不法行為の領域に委ね、予期するあるいは予期 (contemplate or contemplation) という語を契約の場合に用いることが望ましい。」次にアプジョン卿は、アスキス控訴院裁判官の判示した蓋然性の程度を表す文言に関して、このように述べる。

「アスキス控訴院裁判官は、ウィクトリア・ランドリー事件判決において『起こりそうな』 (“likely to result”) という文言 (words) を使った。そして、同控訴院裁判官はその文言を重大な可能性 (a serious possibility) あるいは現実の危険 (a real danger) と同義語として取り扱った。同控訴院裁判官は更に進んで、その文言を『多分ありそうな』 (“on the cards”) という表現と相等しいものとして説示したが、全ての裁判官と同様に私も、不明確過ぎて (too imprecise) 疎遠な (far) 語句であり、そして私の考えでは、ある所与のくじ引きに関する報償金債務証券 (a premium bond) に基づいて賞金を勝ち得るようなほどとんどありそうもなく (most improbable)、そして起こりそうもない (unlikely) 出来事を示す恐れがある語句 [on the cards] の使用について、反対する。

しかし、私の見解によれば、アスキス控訴院裁判官はモナーキ事件判決 (The Monarch) において貴族院がとった所見に照らして、その「ハドリー事件の」法準則を解釈する以上のことを企図してはいなかった。……私は、『現実の危険』 (“a real danger”) あるいは『重大な可能性』 (“a serious possibility”) を判断基準として採用することに同意する。これら二つの語句の間には微妙な相違が存在しうるが、損害賠償の範囲画定 (the

assessment of damages) は精密科学 (an exact science) ではないうえ、ある一人の裁判官もしくは陪審員が現実の危険 (a real danger) を頭に浮かべる場合、別の裁判官もしくは陪審員は重大な可能性 (a serious possibility) を考えうると思われる。私は、当判断基準の適用が、ハドリー対バクスンデイル事件において異なった結論を導いたであろう、とは考えない。¹⁶⁾

ピアース卿 (Lord Pearce) は、蓋然性の程度を表す用語について、以下のごとく所見を陳述する。

「私の見解によれば、ヴィクトリア・ランドリー事件判決において用いられた表現は妥当であった。しかしながら、『多分ありそうな』 (“on the cards”) という口語体 (colloquialism) が、私自身あるいは他人の個人的な語彙力「の差」において、いかなる微妙な「意味の」差異 (nuance) を有しているか確かでないがゆえに、私はその口語体を有益な判断基準として受け入れない。ある人がその口語体自体の意味を理解すること、あるいは他の人がその口語体によって理解するであろうことを、正確さをともなって現実に考え出す苦勞なしに、ある人がその口語体を使うという事実に対して、その口語体には多くの他の口語体と同じように魅力 (attraction) がある、ということは疑わしい。この見せかけの魅力は、その口語体が定義できうる概念の収集に対して、速く処理できるものとして時には有益であるが、一般的に定義化に関して口語体が適切ではないことをもたらすのである。「アスキス」裁判官が『起りがちな』 (“liable to result”) という不明瞭な文言を使うことは、この後において便利な機能 (convenient sense) をもつのであった。その文言は、『重大な可能性』 (“a serious possibility”) あるいは『現実の危険』 (“a real danger”) とは隔たった、または相違した判断基準として意図されなかったのである。¹⁷⁾

モーリス卿 (Lord Morris) は、『多分ありそうな』 (on the cards) という語句について次のように述べている。

「一定の実例となる語句が、当該判決において用いられている。それらの語句は解釈として価値があるが、私見によれば『多分ありそうな』 (“on the cards”) という語句が、該法準則の解釈として列挙されている様々な他の語句

とともに評価を得る程度に、十分に明確な意味をもっているか、あるいは意味についてかかる比較できうるわずかな差異 (a comparable shade of meaning) を有するか否か、は疑わしい。」

ハドソン卿 (Lord Hodson) は、判断基準としての語句について以下の⁽¹⁶⁾とく説述する。

「アスキス控訴院裁判官は……要求される蓋然性の程度 (a degree of probability) を説明するのに妥当なものとして、『起⁽¹⁷⁾りがちな』 (“liable to result”) という語句 (phrase) を示唆した。この語句は公平な (colourless) 表現であって、私はこの語句に改良を加えることができるとは思わないのである。『蓋然性』 (“likelihood”) という文言 (word) が用いられるならば、この文言は形勢 (chances) が事 (thing) の発生に全く有利であるという印象、すなわち私が拒絶するであろう考え (an idea) を伝えうるのである。」⁽¹⁸⁾

アプジョン卿は、損害発生⁽¹⁹⁾の蓋然性の程度を判断基準とすることについて、リード卿と見解を同じくするが、「重大な可能性」 (a serious possibility) および「現実の危険」 (a real danger) という語句については、損害賠償の範囲画定 (the assessment of damages) は精密科学 (an exact science) ではないから、両語句の間に微妙な差異があっても判断基準としての役割を果たしうると考える。次に、「起⁽²⁰⁾りがちな」 (liable to result) という語句について、ハドソン卿は蓋然性の程度を説示するのに妥当であり、公平な (colourless) 表現となりうると評している。更に、「多分ありそうな」 (on the cards) という語句に関して、ピアース卿は定義化をする際に口語体 (colloquialism) であるこの語句をもちいることは適切ではないと述べ、アプジョン卿もまた不明確すぎる (too imprecise) 疎遠な (far) 語句であるといひ、モーリス卿も同じく明確な意味を有しているか疑わしいと、一様に消極的に解している。

四、終章

英国契約法において損害賠償の範囲画定は、前述したように一世紀半にもわたりハドリー事件の法準則に依っていた。この法準則いわゆる予見可能説と呼ばれる見解は、予見可能性の判定時期を契約違反時ではなく契約締結時とする点、予見主体を債務者ではなく両当事者とする点、並びに予見対象を特別の事情ではなく損害とする点において、日本民法四一六条の解釈と異なるが、その他においては類似する内容を有する。なお現今、有力に唱えられている保護範囲説に関しては、賠償範囲（保護範囲）は個別具体的な契約の解釈によって決定されるべきであるとの立場から、判定時期、予見主体および予見対象について予見可能説と見解を同じくする。⁹⁰

ハドリー事件の法準則は、一九四九年のヴィクトリア・ランドリー事件の法準則によって詳しく解釈され、確立された。すなわち、アスキス控訴院裁判官は「契約違反の事件において損害を受けた当事者は、契約時に契約違反から起こりがちである (liable to result) として合理的に予見可能であり、事実上、生起している損失の部分に対して、回復の権限が与えられるにすぎない。」と宣明した。ここで注目すべきことは、「起こりがちな」(liable to result) という語句を用いて、予見可能性の具体的内容を説明している点である。このヴィクトリア・ランドリー事件の法準則は、ハドリー事件の法準則について修正したものでなく、また新しい法準則を付加したものでもない。あくまで、ハドリー事件の法準則に従い、それに解釈を加え明確化したことに意義を見出しうるのである。

このような流れの中で、一九六九年に至ってヘロン二世号事件判決が出された。本判決において、各裁判官は損害発生の蓋然性の程度を表す用語に焦点をあてた。リード卿はハドリー事件の法準則の中にある「『類型化された』事件の大多数において」(in the great multitude of cases) という語句に注目し、オルダースン財務室裁判所裁判官

が判示した法準則の真意を追究した。すなわち、ただ単に予見可能かあるいは予見不可能かという抽象的な基準ではなく、「類型化された」事件の大多数において生じるであろうという程度に、損害が惹起しそうであった (likely) か、あるいはかなりの少数の事件において (in a small minority of cases) 生じるにすぎないであろうという程度に、損害が惹起しそうではなかった (unlikely) か、という具体的な損害発生蓋然性の程度をもって予見可能性の有無を判断しようとしたのである。しかし、リード卿はヴィクトリア・ランドリー事件の法準則を検討することにより、「合理的予見可能性」(reasonable foreseeability) は、正確な判断基準となりえないと批判した。というのは、損害発生蓋然性が極めて低い場合であっても、合理的に予見可能であることが多いから、契約違反による損害賠償の範囲画定の判断基準と不法行為によるそれとを混同させることになるという^前。

更にリード卿は、ヴィクトリア・ランドリー事件の法準則において示された「起りがちな」(liable to result)、「重大な可能性」(a serious possibility)、「現実の危険」(a real danger)並びに「多分ありそうな」(on the cards) という語句に対して、極めて蓋然性が低い場合であっても使われる可能性があり賠償責任が拡大してしまうとし、これらの語句について消極に解した。同卿はヴィクトリア・ランドリー事件の法準則に関して、ハドリー事件の法準則の範囲を越えない限度において同意を示すが、その範囲を越えたものについては批判的であった。すなわち、同卿はハドリー事件の法準則を忠実に実現するために、この蓋然性の程度を厳格に解したといえよう。これに対し、ハドソン卿は「起りがちな」(liable to result) という語句が公平な表現であると示唆する²²。また、アプジョン卿は「現実の危険」(a real danger) あるいは「重大な可能性」(a serious possibility) について、二つの語句には微妙な相違があるが、損害賠償の範囲画定は精密科学ではないという理由で、判断基準として採用しうると説く。「多分ありそうな」(on the cards) という語句に関して、ピアース卿は口語体を用いて定義化することは妥当ではないと論じ、アプジョン卿並びにモーリス卿は不明確な語句であると述べ、否定的に解している。したがって、アプジ

ン、ピアース、モーリス、ハドソン諸卿は、基本的にはリード卿と同様、ヴィクトリア・ランドリー事件の法準則がハドリー事件の法準則を解釈する以上の意図を有していないとの共通の見解に従うが、リード卿と比べ損害発生の蓋然性の程度を若干緩やかに解釈する傾向にある、と考えられる。

本判決の意義は、ハドリー事件およびヴィクトリア・ランドリー事件の法準則を詳密に解明することにより、損害発生蓋然性の程度を説示するに至ったところにある。本判決の中でリード卿は、「類型化された」事件の大多数において生じるであろうという程度に、損害が惹起しそうであったか、あるいはかなりの少数の事件において生じるにすぎないであろうという程度に、損害が惹起しそうでなかったか、という具体的な損害発生蓋然性の程度をもって損害賠償の範囲画定基準とした。すなわち、損害賠償の対象となりうるためには、損害の発生がどの程度の蓋然性をもって予見されえたことを要するか、について考究したのである。これは単なる予見可能性の有無で賠償範囲を画定するのではなく、蓋然性の程度の高低によって画定することにより判断基準を明確化し、結果として法的安定性をもたらすことになると考える。

この蓋然性の程度は、予見可能性の有無を決定する判断過程を分析することによって導き出されたものである。したがって、日本民法四一六条二項の予見可能性の有無を判断するにあたって、損害発生蓋然性の程度を考慮に入れることは、少なからず判断基準の明確化につながるのではなからうか。この蓋然性の程度についてのアプローチは、日本における損害賠償の範囲画定をめぐる問題に示唆を与えるものとならう。

註

- (1) 北川善太郎『日本法学の歴史と理論』日本評論社一九八三年六三―七五頁、奥田昌道編『注釈民法(二〇)』有斐閣一九八七年四五七―四六四頁(北川善太郎)、平井宜雄『損害賠償法の理論』東大出版会一九七一年一四六―一五五頁。これに賛同するものとして、林石田高木『債権総論(改訂版)』青林書院一九八六年一二二頁(林)、前田達明『口述債権総論

第二版』成文堂一九九〇年一八六、一八七頁などがある。これに対して、石田穰教授は「民法四一六条は、Hadley v. Baxendale を参考にしているとはいえても、それに由来するとはではない」と述べる（石田穰『損害賠償法の再構成』東大出版会一九七八年一四八—一四九頁）。

(2) 法典調査会『民法議事速記録三』商事法務研究会一九八四年六七頁。

(3) 法典調査会・前掲書六五頁。

(4) Hadley v. Baxendale (1854) 9 Ex. 341.

(5) 註(1)参照。

(6) 我妻栄博士によれば「賠償すべき損害の範囲は、債務不履行と相当因果関係に立つ全損害であるとするのが近時の通説である」とし、「相当因果関係に立つ損害とは、当該の債務不履行によって生じた損害のうち、当該の場合に特有な損害を除き、かような債務不履行があれば一般に生ずるであろうと認められる損害だけ、という意味である」と言及している。そして、四一六条「第一項は相当因果関係の原則を立言し、第二項はその基礎とすべき特別の事情の範囲を示すものである」と明言している（我妻栄『新訂債権総論』岩波書店一九八六年一一八、一一九頁）。

於保不二雄博士は「わが民法は、現代の通説であるいわゆる適当条件説または相当因果関係説にしたがって、債務不履行による損害賠償の範囲について四一六条の規定を設けている」と述べ、相当因果関係と四一六条との接合および一項二項の關係について何らの解釈もしていない（於保不二雄『債権総論「新版」』有斐閣一九八七年一三九頁）。つまり、四一六条の意義を述べた以上、本条の条文解釈によって足りるとしたと考えられる。

(7) ドイツ民法二四九条一項は「損害賠償義務を負う者は、賠償義務を生ぜしめる事情がなかったならば存在したであろう状態を回復しなければならない」と定めている。Vgl. Bauthien, Harding, Lüderitz, Medicus, Wolf, Studienkommentar zum BGB Erstes bis Drittes Buch, Metzner, 1975, §§ 249-255 (Medicus). 現代外国法典叢書『独逸民法「II」債務法』有斐閣一九五五年四二—六二頁参照。

(8) 北川善太郎「損害賠償論序説——契約責任における」論叢七三巻一号七頁以下、北川善太郎「損害賠償法における理論と判例」於保不二雄還暦記念『民法学の基礎的課題（上）』有斐閣一九七六年一〇六、一〇七頁、山田川来栖「損害賠償の範囲および方法に関する日独両法の比較研究」我妻栄還暦記念『損害賠償責任の研究（上）』有斐閣一九六一年一七二頁以下、植松弘「ドイツ法上の因果関係論」法時三二巻九号一九—二五頁、鈴木貞吉『損害賠償範囲論』公文社一九五七年一九、一二〇頁、前田・前掲書一七八—一八三頁、平井・前掲書二四頁以下が詳細である。

(9) 國井和郎「債務不履行における損害賠償の範囲」『民法講座（4）』有斐閣一九八五年五五三、五五四頁、奥田昌道『債権

総論「増補版」』悠々社一九九二年一七六、一七七頁、平井・前掲書七六頁以下、奥田昌道編・前掲書五〇五、五〇六頁（北川）。

(10) 保護範囲説は平井宜雄教授によって主張される。すなわち、四一六条はドイツのいわゆる相当因果関係ではないとの理解に立ち、従来相当因果関係の問題として論じられてきたことには、事実的因果関係、保護範囲、損害の金銭的評価の問題の三つの区別されるべきものが含まれているとする。この保護範囲とは事実的因果関係に立つ損害のうち、どこまでを賠償させるのが妥当かという政策的価値判断を意味するものである。そして、四一六条は債務不履行における保護範囲を決定する基準であって、その機能は予見可能性によって賠償範囲を制限するところにある、予見可能かどうかを決定する作業は結局のところ契約の解釈に帰着すると解する（平井・前掲書一三五頁以下、一六九頁以下）。

保護範囲説を支持、または好意的なものとして、四宮和夫『事務管理・不当利得・不法行為中巻』青林書院新社一九八三年四〇七頁、前田達明『不法行為法理論の展開』成文堂一九八四年二〇六頁以下、星野英一『民法概論Ⅲ』良書普及会一九八六年七〇頁、幾代通（徳本伸一補訂）『不法行為法』有斐閣一九九三年一二七頁以下、川村泰啓『商品交換法の体系Ⅰ』勁草書房一九七二年一五〇頁、奥田・前掲書一八〇頁、林〓石田〓高木・前掲書一三一頁などがある。

危険性関連説は、石田穰教授によって次のように説明される。すなわち、債務不履行から第一次損害が発生すると、これを起点としてさらに後続損害が生ずる。このうち、いかなる第一次損害が損害賠償の対象となるかは、民法四一五条の問題であるのに対し、いかなる後続損害が損害賠償の対象となるかが四一六条の問題であるとする。そして損害賠償の対象となる後続損害は、債務不履行行為と条件関係にあり、かつ第一次損害と「危険性関連」がある損害でなければならぬと論及する（石田・前掲書一四一頁以下）。

(11) 平井・前掲書三一九頁。

(12) Koufos v. C. Czarnikow Ltd. [The Heron II] [1969] A.C. 350.

(13) Victoria Laundry (Windsor) Ltd. v. Newman Industries Ltd. [1949] 2 K.B. 528.

(14) 本稿は、得べかりし利益の喪失に関する損害賠償の範囲画定基準に限定して論考する。何故ならば、判例は損害賠償の範囲を画定する際に、損害を得べかりし利益の喪失 (loss of profits) 人身侵害 (physical injury) あるいは物理的損害 (physical damage) の類型化に、画定基準の差異を設けているからである (See, H. Parsons (Livestock) Ltd. v. Uttley Ingham & Co. Ltd. [1978] Q.B. 791.)。なお、本論文は Harvey McGregor, McGregor on Damages, 15th ed., Sweet & Maxwell Ltd., 1988, paras. 242-254. に負っていることが大抵である。

(15) Op.cit., (1854) 9 Ex. 341, 354-355. See, McGregor, op.cit., para. 243; Cheshire, Fifoot and Furmston's,

- Law of Contract, 12th ed., Butterworths, 1991, pp.599-599; A. S. Burrows, Remedies for Torts and Breach of Contract, Butterworths, 1987, pp.42-43; P. J. Cooke and D. W. Oughton, The Common Law of Obligations, Butterworths, 1989, pp.245-246; Donald Harris, Remedies in Contract and Tort, Weidenfeld and Nicolson, 1988, pp.55-57; Philip S. James, Introduction to English Law, 12th ed., Butterworths, 1989, pp.336-337.
- ハドリー事件を取り扱ったものとして、望月礼一郎『英米法「改訂版」』青林書院一九八五年四二五、四二六頁、田中夫「契約違反における因果関係」ジュリスト臨時増刊・英米判例百選、有斐閣一九六四年一七八、一七九頁、平井・前掲書一二六、一二七頁などがある。
- (16) 砂田卓士「イギリス不法行為上の因果関係」法時三二巻九号一三頁以下、宮本英雄「英米法上の因果関係論(一)―(四)―論叢一一巻四号一一頁、五号一三頁、一一巻一号四九頁、二号一八頁以下、田中和夫「英米私法に於ける因果関係」法政研究五巻一号一五一頁以下参照。
- (17) Monarch Steamship Co. Ltd. v. Karlshams Oljefabriker (A/B) [1949] A.C.196, 233. 本文三〇を参照。
- (18) Op.cit., [1949] 2 K.B. 528, 539-540. See, Harris, op.cit., pp.61-62; James, op.cit., pp.337-338; Cooke and Oughton, op.cit., p.246.
 サイタテリア・ランツリー事件を取り扱ったものとして、望月・前掲書四二六、四二七頁、平井・前掲書一二七―一二九頁などがある。
- (19) See, McGregor, op.cit., para. 245; Cheshire, Fifoot and Furnston's, op.cit., pp.599-600; Burrows, op.cit., p.43.
- (20) The Parana (1877) 2 P.D. 118, C.A.
- (21) C. Czarnikow, Ltd. v. Koufos [1966] 1 Lloyd's Rep. 259, 274.
- (22) C. Czarnikow Ltd. v. Koufos [1966] 2 Q.B. 695.
- (23) Op.cit., [1969] A.C. 350. See, Cooke and Oughton, op.cit., pp.246-247; Harris, op.cit., pp.57-59; James, op.cit., p.338; Burrows, op.cit., p.44; Cheshire, Fifoot and Furnston's, op.cit., pp.600-603; McGregor, op.cit., paras. 247-252. 望月・前掲書四二七、四二八頁、田井義信「契約違反における損害賠償の範囲」別冊ジュリスト六〇号・英米判例百選、有斐閣一九七八年九〇、九一頁参照。
- (24) See, McGregor, op.cit., paras. 247-248; Harris, op.cit., pp.57-59.
- (25) Op.cit., [1969] A.C. 350, 382-383.

- (26) 本文、三の1参照。
- (27) Op. cit., [1969] A.C. 350, 383-384.
- (28) Ibid., 384.
- (29) Ibid., 384-385.
- (30) Ibid., 385.
- (31) リード卿が、「類型化された」事件の大多数において「(in the great multitude of cases) という語句に焦点をあて、この語句の意味を熟考することによって、損害発生の際の蓋然性の程度に論及したことは注目に値する。文言の意味の問題について、モーリス卿 (Lord Morris) は次のように述べる。
- 「ハドリー対バクステンデル事件が判決されて以来、数多くの判例はつぎのようなことを明示する。すなわち、当該事件においてなされた判決の中で使われた文言 (words) の意味、および意図 (meaning and intention) に関する問題が時々存在し、その問題とは事実を認定するための文言、および一般に承認された原理を認定された事実に適用させるための文言の問題である。ハドリー対バクステンデル事件の判決の中で使われた文言の意味、および意図について考察がなされる時に、意味を伝達しかつ表現するための唯一の道具 (servants) である文言は、常に正確さの道具となりうるわけではなく、時によって前述した道具の地位である支配力 (dominance) を与えられうるものが、しばしば明示されてきた。『言葉 (language) が思考のドレス (the dress of thought) である』ならば、理解されねばならないのは思考である。」 (Op. cit., [1969] A.C. 350, 393.)
- トニンク卿 (Lord Denning) は、言葉の重要性について『法の修練』(The Rt Hon Lord Denning, *The Discipline of Law*, Butterworths, 1979, p.5.) の中において、次のように述べている。「諸君がある制定法のある箇条、または、ある条項を解釈しなければならないときには、諸君はそこに使われていることはそのものを研究しなければならない。諸君はそれらのことばを——ひとつひとつ——その最後の音節そのものまで分析してゆくことによって、その意味を発見しなければならぬ……ことばがそのように重要である理由は、ことばが思想の伝達手段であるからなのである。」(内田力蔵訳『法の修練』東大出版会一九九三年五頁)
- (32) Op. cit., [1969] A.C. 350, 388.
- (33) measure of damages は、損害賠償額の算定と訳されることが通例であると思われる。しかし、損害賠償額の算定は、損害賠償の範囲画定がなされた後に金銭的評価として行われるのであるから、ここでは広い意味における賠償範囲の画定に入ると考え、このような訳を付した。

- (34) Op. cit., [1969] A.C. 350, 389.
- (35) Ibid., 385-386.
- (36) Ibid., 389.
- (37) Overseas Tankship (U.K.) Ltd. v. The Miller Steamship Co. Pty. [1967] 1 A.C. 617.
 フロン・マウンズ号(第二)事件の概要は以下のとおりである。被告会社の機関士が、過失により船舶からシドニー港の海面に多量の重油を流出させてしまった。重油は港内に広がり、酸素アセチレン溶接機が使われている埠頭にまで達し、結果として、火の粉が油を含む海面に落ちた。これにより大火災が発生し、原告会社の船舶が損害を被った。海面上の油が引火する危険は決して大きいものではないが、しかしそれでも多少はあると認定され、そして被告会社の機関士は、自分の行っていることが潜在的危険を多く含むため、ただコックを閉めさえすれば避けうる偶発事故に対して、注意しなければならぬことを認識すべきであったとして、被告会社に対し賠償責任があると判示された。
- (38) Op. cit., [1969] A.C. 350, 390.
- (39) Ibid., 390-391.
- (40) Ibid., 391.
- (41) 不法行為者は、善意の当事者(被害者)である隣人に対して注意義務を負っているとの前提に立ち、善意の当事者は不法行為者の注意義務違反に対して、その責任を追究することができるといいう意味において、neighbour's rights をいって「隣人としての権利」と訳すことにした。
- (42) assessment of damages は、損害賠償額の評価と訳されることが適切であると考えられる。しかし、ここにおいては註(33)と同様の理由によつて、広い意味における賠償範囲の画定であると考え、このような訳を付した。
- (43) Op. cit., [1969] A.C. 350, 422.
- (44) Cory v. Thames Ironworks Co. (1868) L.R. 3 Q.B. 181, 188.
- (45) Op. cit., [1969] A.C. 350, 422-423. See, McGregor, op. cit., para. 249.
 ドナルド・ハリス(Donald Harris)は「クロンニ世事件判決以来、契約における賠償範囲の判断基準が、不法行為の賠償範囲に関する『合理的予見可能性』("reasonable foreseeability")とどう判断基準とは別のものである当事者の『合理的予期』("reasonable contemplation")とどう用語(terms)によつて明確化される。」と言及し、アプジョン卿と同じ見解を示した後、つたつたの用語について詳細な論議を(Harris, op. cit., pp. 58-59.)。
- (46) Op. cit., [1969] A.C. 350, 424-425.

- (47) Ibid., 415.
- (48) Ibid., 399.
- (49) Ibid., 410-411.
- (50) 日本民法四一六条二項の規範内容を考察する場合、予見可能性の意味が明らかにされねばならない。まず最初に、予見可能性の判定時期を何時とすべきかという点について、通説はこれを債務不履行時と解している（我妻・前掲書二二〇頁、於保・前掲書一四一頁）。判例も債務不履行時としている（大判大正七年八月二七日民録二四輯一六五八頁、大判昭和十五年二月二八日新聞四五四三三七頁）。このような債務不履行時説に対して、判定時期は契約締結時であると説がある（平井・前掲書一八〇、一八一頁、好美清光「民法四一六条二項の予見時期」別冊ジュリスト七八号・民法判例百選II、有斐閣一九八二年二〇、二二頁）。次に予見可能性の対象について、判例は一貫して予見すべき対象は特別の「事情」であると解している（最判昭和三七年一月一六日民集一六卷一一号二二八〇頁、最判昭和四七年四月二〇日民集二六卷三号五二〇頁）。学説上も同様に解するものが多い（我妻・前掲書二二〇頁、松坂佐一『民法提要・債権総論』有斐閣一九八六年九〇頁）。これに対して、保護範囲説では予見対象は特別の「損害」であるとされるが、実際上は大差は生じないとされている（平井・前掲書一七四、一七五頁、星野・前掲書七二頁）。更に予見する主体は誰かという点について、判例は一貫してこれを債務者としている（最判昭和三七年一月一六日民集一六卷一一号二二八〇頁、最判昭和四七年四月二〇日民集二六卷三号五二〇頁）。学説も債務者とするものが多い（我妻・前掲書二二〇頁、於保・前掲書一四一頁）。これに対して、予見の主体は契約両当事者の双方であるとする見解がある（平井・前掲書一五二、一七三頁、山田II来栖・前掲二二八頁）。
- (51) 本判決において、リード卿は契約違反と比べ不法行為の方が賠償範囲が広いこと、つまり蓋然性の程度が低くても賠償されうると説く。同卿によれば、契約の場合にはその締結前に他方当事者に注意を促すことによって、一方当事者は危険から自分自身を守る機会があるが、不法行為についてはそのような機会がないとし、契約違反と不法行為の間に差異があることを根拠づける。しかしながら同卿の見解に反して、契約違反と不法行為の損害賠償の範囲は同じである、とした判決も存在する（See, e.g., *Hobbs v. London and South Western Railway Co.* (1875) L. R. 10 Q.B. 111; *R. & H. Hall Ltd. v. W. H. Pim (Junior) & Co. Ltd.* (1928) 33 Com. Cas. 324.）これらは契約違反による損害賠償の範囲を不法行為の場合に近づけて拡大しようとしたものではなく、逆に不法行為による損害賠償の範囲を制限したものであることを考慮すべきである。本判決は、不法行為の分野において蓋然性の程度が非常に低くても被告の責任を許容したワゴン・マウンド号（第二）事件判決の後に出されたものであることを考えれば、契約違反の場合における蓋然性の程度の高さについても、被告の責任を認めるためには、かなり弾力的に考察されうること示していると思われる。

田中和夫教授は「契約違反と不法行為とは共に義務違反であるけれども、前者は契約によって自ら科したる債務 (obligation) の違反であり、後者は法によって科せられたる社会一般に対する義務 (duty) の違反であるから、その間に性質上の差異がある。」と述べる (田中・前掲一八六頁)。また日本民法においても、末弘敏太郎『民法雑記帳 (下)』日本評論社一九八〇年一八三—一八五頁、および最判昭和四八年六月七日民集二七卷六号六八一頁における大隅健一郎裁判官の反対意見は、リード卿と同様の理由によって、債務不履行における賠償範囲と不法行為におけるそれとは差異があるとし、四一六条の規定を不法行為による損害賠償につき類推適用すべきではないという見解を支持する。

日本民法は、不法行為による損害賠償の範囲について、債務不履行の場合における四一六条に相当する規定を欠いている。大正前期頃までの判例は、本条を不法行為による損害賠償の場合には準用しなかった (大判大正六年六月四日民録二三輯一〇二六頁、大判大正九年一月一八日民録二六輯一五五五頁)。しかし、富貴丸事件判決によって、本条は損害賠償の範囲に関する一般的規定であると解され、不法行為による損害賠償の場合にも準用されると判示された (大連判大正一五年五月二二日民集五卷三八六頁)。この見解は、学説の支持を受けて長年にわたり通説的地位を占めるに至っている。なお、通説を批判する見解として、義務射程説 (平井宜雄「不法行為による損害賠償の範囲」『現代損害賠償法講座7』日本評論社一九七四年三頁以下、平井・前掲書四五—四六三頁)、危険性関連説 (石田・前掲書四八頁以下)、個別的損害説 (前田達明『不法行為帰責論』創文社一九八〇年二三〇頁以下)、保護範囲説 (幾代・前掲書一二七頁以下) などがある。

(52) チェシャイヤールおよびファイフットは、次のように述べ「起りがちな」(liable to result) という語句を積極的に解している。「一つの語句 (phrase) を選ばねばならない場合、『起りがちな』(“liable to result”) という語句は、もっとも一般的同意を保証するように思われる。」(Cheshire, Fifoot and Furnstons, op.cit., p.602.)